

トリプルセットポイントで割引規約（東電ガス for au） 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下 KDDI と併せて「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、トリプルセットポイントで割引（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、a u でんき需給約款、a u でんき供給約款（関西電力・KDDI）、a u でんき供給約款（中国電力・KDDI）、a u でんき供給約款（北陸電力・KDDI）、a u でんき供給約款（中部電力ミライズ・KDDI）、a u でんき供給約款（東京電力・KDDI）、a u でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）及び a u でんき供給約款（北海道電力・KDDI）（以下併せて「a u でんき約款」といいます。）並びにでんき契約約款、でんき契約約款（関西電力・KDDI）、でんき契約約款（中国電力・KDDI）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）、でんき契約約款（東京電力・KDDI）、でんき契約約款（北海道電力・KDDI）及びでんき契約約款（北陸電力・KDDI）（以下でんき契約約款からでんき契約約款（北陸電力・KDDI）までを併せて「でんき約款」といいます。）並びに東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電 E P」といいます。）の定めるガス需給約款及び東電ガスととくガスプラン for au（主契約料金表）並びに当社の定める au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、povo1.0 通信サービス契約約款及び東電ガスととくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）並びに当社の au ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及び KDDI の I D 利用規約（以下、総称して「関連規程」といいます。）によります。</p> <p>（略）</p>	<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>au エネルギー & ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（東電ガス for au）（以下「本規約」といいます。）に基づき、トリプルセットポイントで割引（東電ガス for au）（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、au でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・auEL）、au でんき供給約款（中国電力・auEL）、au でんき供給約款（北陸電力・auEL）、au でんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）、au でんき供給約款（東京電力・auEL）、au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）及び au でんき供給約款（北海道電力・auEL）（以下併せて「au でんき約款」といいます。）並びにでんき契約約款、でんき契約約款（関西電力・auEL）、でんき契約約款（中国電力・auEL）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）、でんき契約約款（東京電力・auEL）、でんき契約約款（北海道電力・auEL）及びでんき契約約款（北陸電力・auEL）（以下でんき契約約款からでんき契約約款（北陸電力・auEL）までを併せて「でんき約款」といいます。）並びに東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電 EP」といいます。）の定めるガス需給約款及び東電ガスととくガスプラン for au（主契約料金表）並びに KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下 KDDI と併せて「KDDI 等」といいます。）の定める au（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、povo1.0 通信サービス契約約款及び東電ガスととくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）並びに KDDI 等の au ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及び KDDI の I D 利用規約（以下、総称して「関連規程」といいます。）によります。</p> <p>（略）</p>
<p>第2条（本施策の内容）</p> <p>本施策は、東電ガスととくガスプラン for au サービス（東電 E P の定める「ガス需給約款」及び「東電ガスととくガスプラン for au（主契約料金表）」に基づき、当社の顧客向けに提供</p>	<p>第2条（本施策の内容）</p> <p>本施策は、東電ガスととくガスプラン for au サービス（東電 E P の定める「ガス需給約款」及び「東電ガスととくガスプラン for au（主契約料金表）」に基づき、当社または KDDI 等の</p>

<p>されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。)の契約者(以下「ガスサービス契約者」といいます。)に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス (au でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) またはでんきサービス (でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) もご利用の場合に、当社が、本規約及びポイント規約に定めるところに従い、Ponta ポイント (以下「本ポイント」といいます。) を付与することをその内容とします。</p>	<p>顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の KDDI 等による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。)の契約者(以下「ガスサービス契約者」といいます。)に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス (au でんき約款に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) またはでんきサービス (でんき約款に基づき、当社または KDDI 等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) もご利用の場合に、当社が、本規約及びポイント規約に定めるところに従い、Ponta ポイント (以下「本ポイント」といいます。) を付与することをその内容とします。</p>
<p>第5条 (本ポイントの付与) (略)</p> <p>2 当社は、au サービス (当社の提供する au (5G) 通信サービス及び au (LTE) 通信サービスをいいます。)、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo1.0 通信サービス、au でんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約 (ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。) と紐づけて管理されている au ID (KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。) に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本ポイント 102 ポイントを付与します。</p> <p>(略)</p> <p>5 前三項で定める au ID に対する本ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金の算定等における特別の事情がある場合または対象契約者回線の契約者が、当社及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本ポイントの付与を行う場合があります。なお、本ポイントの付与時点で、付与対象 au ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。</p>	<p>第5条 (本ポイントの付与) (略)</p> <p>2 当社は、au サービス (KDDI 等の提供する au (5G) 通信サービス及び au (LTE) 通信サービスをいいます。)、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo1.0 通信サービス、au でんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約 (ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。) と紐づけて管理されている au ID (KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。) に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本ポイント 102 ポイントを付与します。</p> <p>(略)</p> <p>5 前三項で定める au ID に対する本ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金の算定等における特別の事情がある場合または対象契約者回線の契約者が、KDDI 等及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本ポイントの付与を行う場合があります。なお、本ポイントの付与時点で、付与対象 au ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。</p>
<p>第6条 (本ポイントの減算等)</p>	<p>第6条 (本ポイントの減算等)</p>

<p>当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき当社が請求する金額又は当社のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>	<p>当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき KDDI 等が請求する金額又は当社もしくは KDDI 等のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>
<p>第10条（顧客情報の取扱い）</p> <p>当社は、本施策の実施に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報について、本施策の実施に必要な範囲で利用します。</p> <p>2 前各項に定める他、本施策に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。</p> <p>（略）</p>	<p>第10条（顧客情報の取扱い）</p> <p>当社は、本施策の実施に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報について、本施策の実施に必要な範囲で利用します。</p> <p>2 前各項に定める他、本施策に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。</p> <p>au エネルギー&ライフ プライバシーポリシー： http://kddi-l.jp/X96</p> <p>（略）</p>
<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2022年4月1日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2022年7月1日から実施します。</p>